商工神奈川 2022 8

組合あんてな

「箱根温泉」ロゴマーク・デザインコンテストを取材しました！
～箱根温泉旅館ホテル協同組合～

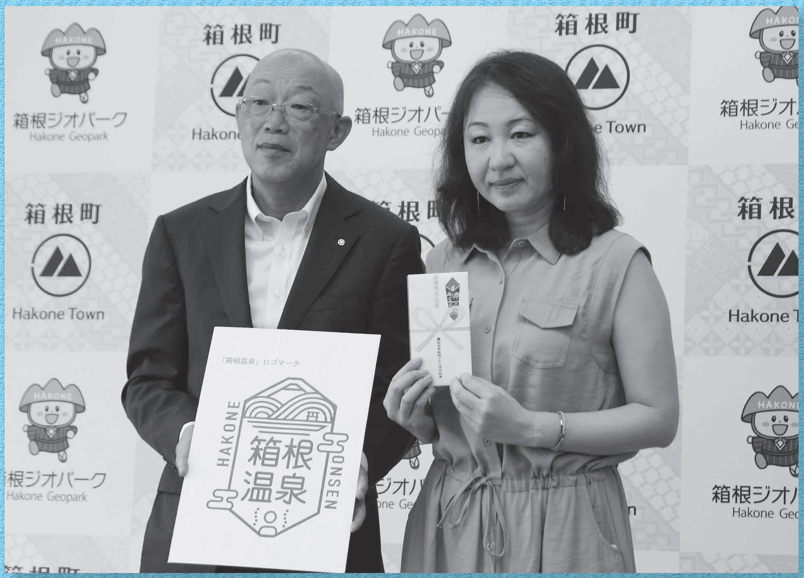

No.776

Contents

〈巻頭〉関東甲信越静ブロック中央会会長会議 …………2
〈特集〉中小企業にとっての
カーボンニュートラル[前編] …………4
組合あんてな ……………………………………………6
組合訪問～新潟県～ ……………………………………8
組合Q&A ………………………………………………9
情報連絡員の声 ………………………………………10
神奈川県からのお知らせ ……………………………12
今月の逸品・編集後記・情報募集 …………………13

7ページにこの内容を掲載しています！

"人を「絆ぐ」・組織を「結ぶ」・地域を「紡ぐ」"
神奈川県中小企業団体中央会
URL https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/

関東甲信越静ブロック中央会会長会議　開催報告

「中小企業団体全国大会」への要望事項を討議・調整

令和4年7月14日（木）～15日（金）、関東甲信越静ブロック中央会会長会議が、伊香保温泉 福一で開催されました。当会議には、ブロック内中央会の会長・専務理事他（本会からは森会長、大竹副会長兼専務理事、森川事務局長等）が出席し、第74回中小企業団体全国大会への要望事項の討議・調整が行われました。要望事項は総合、税制、金融、労働、エネルギー・環境、工業、商業、サービス業の8項目で、要望事項は下記の通りです。

【総　合】

1．コロナ禍、資源価格高騰における中小企業支援策の強化と連携対策予算の拡充

1．中小企業の成長を促進するための支援策の強化
(1) 中小企業支援策の強化並びに中小企業連携組織の活用
(2) ものづくり補助金の継続並びに制度の充実
(3) 事業再構築補助金の申請要件の緩和及び支援の強化
2．中小企業組合を支援するための連携対策予算の拡充・強化
(1) 中小企業団体中央会の指導体制強化のための予算確保
(2) デジタル人材育成に向けた支援の強化

2．効率的かつ健全な組合運営を図るための組合法・中小企業基本法の改正並びに共同事業の円滑な実施のための制度の見直し

1．組合関連法令及び中小企業基本法の改正
(1) 企業組合の発起人数の緩和・員外理事の導入
(2) 総代制設置基準の要件緩和
(3) 共済協同組合における組合員の範囲の拡大
(4) 商店街振興組合・生活衛生同業組合における「理事会のみなし決議」
(5) 組合の支配を目的とした M&A・組織自体を対象とする売買の制限
(6) 中小企業基本法における「中小企業者の定義」への組合組織の追加
2．共同事業の円滑な実施のための制度の見直し
(1) 共同購買事業における員外利用制限の緩和
(2) 外国人技能実習制度に係る事務手続きの簡素化並びに技能実習生への支援体制の整備

3．官公需受注の円滑化のための施策強化・官公需適格組合の積極的活用

1．官公需適格組合の積極的活用
(1) 官公需適格組合への優先発注並びに活用拡大のための周知強化
2．官公需受注の円滑化のための施策強化
(1) 少額随意契約の限度額の引上げ
(2) 新たな公共調達制度（戦略的政府調達）の導入
3．急激な市況価格変化に応じた対策の導入
(1) 燃料や原材料等の急激な価格上昇時の柔軟な契約変更の実施、並びに最低制限価格の導入

【税　制】

1．中小企業の実情に見合った各種税制の改正

1．中小企業の活力を維持するための税制の強化
(1) 中小企業者等に対する法人税の軽減税率の引下げ恒久化と軽減税率の適用所得範囲である「年800万円以下」の引上げ
(2) 資本金1億円以下の中小法人に対する外形標準課税の適用拡大の見送り
(3) 印紙税の早急な廃止
(4) 車体課税の抜本的な整理・軽減
(5) 電子帳簿保存法への対応促進に向けた支援措置の拡充および猶予期間の延長
2．事業承継支援措置の拡充
(1) 事業承継税制の認定要件の緩和および納税猶予適用後の手続き簡素化
(2) 取引相場のない株式の評価方法の見直し
3．消費税関係税制の弾力的な運用
(1) 適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）制度の導入延期または廃止
(2) 簡易課税制度における「みなし仕入れ率」の引上げ
4．固定資産関係税制の拡充
(1) 固定資産税軽減措置等の復活および対象の拡大

【金　融】

1．中小企業の資金調達の円滑化及び積極的な資金繰り支援の実施

1．中小企業経営の安定的な継続・発展のための金融機関の機能強化・金融支援策の充実
(1) 中小企業への更なる資金繰り支援並びに積極的な取組みへの金融支援の実施
(2) 信用組合がデジタル化に対応した金融仲介機能を発揮するための支援の実施
(3) 紙の手形の利用廃止に伴う支援措置の実施
(4) 為替変動リスクに対する支援措置の創設
2．事業の長期的継続を見据えた経営者保証の実現
(1) 民法改正前に実行した個人根保証契約の変更の促進
(2) 経営者保証に関するガイドラインの活用の推進

3．高度化事業の活用促進及び事業円滑化のための制度改正
(1) 手続きの簡素化と最終償還期間の延長
(2) 中小企業基盤整備機構独自の新たな制度の創設

【労　働】

1．中小企業の実情を踏まえた労働環境の整備

1．最低賃金制度の適正な運用
(1) 中小企業の経営実態や地域の実情を踏まえた地域別最低賃金の決定
(2) 最低賃金全国一律化に向けた議論の凍結
(3) 特定最低賃金の廃止
2．企業・労働者の実態を反映した社会保険制度の構築
(1) 社会保険料の適用範囲拡大の慎重な運用及び負担軽減措置の創設
(2) パートタイム労働者に係る扶養制度適用基準の見直し
(3) 雇用保険料率の引下げを視野に入れた制度の見直し
3．中小企業の雇用安定のための支援策の充実
(1) 雇用調整助成金の特例措置の継続
(2) 在籍型出向の普及促進に向けた支援の拡充

【エネルギー・環境】

1．エネルギーの安定供給及び持続可能な社会の実現への支援

1．エネルギーの安定供給に向けた対策の強化
(1) 電力の安定供給対策の実施
(2) 燃料価格抑制対策の継続
(3) 再生可能エネルギーの供給源の確保並びに再エネ賦課金の増加抑制
2．持続可能な社会の実現
(1) 省エネ施設導入に対する支援策の充実
(2) エコアクション21制度への支援の拡充（Eco-CRIP 事業の復活）
(3) 建設リサイクル法関連の設備投資への支援
(4) 廃棄物処理制度の見直し
(5) ケミカルリサイクル施設整備のための補助制度の創設

【工　業】

1．下請取引の適正化

1．下請取引の適正化並びに価格転嫁の監督指導の徹底
(1) 下請代金支払遅延等防止法並びに独占禁止法の遵守徹底
(2) パートナーシップ構築宣言の活用促進
(3) 長時間労働是正のための大企業・親企業者による取引慣行の改善指導の強化
2．サプライチェーンの国内生産拠点等の整備
(1) 部品等の安定供給を実現するための国内サプライチェーンの強靭化に対する支援策の充実・強化

【商　業】

1．地域小売商業に対する支援の拡充

1．商店街等に対する支援の拡充
(1) 法人格を有する商店街組合に対する補助事業での優遇措置
(2) 商店街の空き店舗対策に対する支援・補助
(3) 大規模小売店舗等の商店街への加入及び協力を促すためのガイドライン等の制定
(4) 商業環境向上や地域活性化に寄与する取組へのソフト・ハード両面からの支援
(5) 共通商品券発行に伴う発行保証金の取戻し制度の見直し
(6) 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金の申請要件の緩和
2．キャッシュレス決済の普及促進
(1) キャッシュレス決済手数料の見直し及びキャッシュレス・ポイント還元事業の再実施
3．不当廉売・差別対価に対する対策の強化
(1) 不当廉売・差別対価に対する規制及び監督の強化

【サービス】

1．サービス業等に対する支援の強化・拡充

1．観光需要喚起施策の実施
(1) 観光に関連した政府主導の需要喚起施策の早期実施
2．インバウンド受入体制整備に対する支援
(1) インバウンド受入のための環境整備対策への支援
3．中小流通・物流業者の経営安定化に対する支援
(1) 運賃への適正な価格転嫁に向けた環境の整備
(2) 高速道路料金の大口・多頻度割引制度の割引条件緩和、上限引上げ措置の継続
(3) 高規格幹線道路網の整備拡大

各ブロックで挙がった要望事項を全国中央会が取りまとめ、さらに討議・調整の上、令和４年11月10日（木）に出島メッセ長崎で開催される第74回中小企業団体全国大会の決議に反映されます。

［前編］

中小企業にとっての カーボンニュートラル

カーボンニュートラル実現への対応やESG投資の進展に伴い、大企業及び国際企業を中心にサプライチェーン全体を含めたカーボンマネジメントの機運が高まっています。こうした企業の多くは気候変動を長期的経営リスクと捉え、様々な国際的なイニシアティブにも熱心に取り組み、自ら「カーボンニュートラル宣言」、あるいは具体的な「CO2削減計画」を公開するなど先行的な取り組みを進めています。

そして、その具体的な取り組みとして、製品サービスの環境情報開示を積極的に行うため、LCA[*1]に基づくライフサイクルCO2（カーボンフットプリント[*2]）によるサプライチェーンでのコミュニケーションが開始されています。今回は以下の3点について全2回でお伝え致します。

- **カーボンニュートラルとは何か？**
- **なぜ企業はカーボンニュートラルに取り組む必要があるのか？**
- **カーボンニュートラルに向けて企業は何に取組めばよいのか？**

1）カーボンニュートラルとは

「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします」

2020年10月の臨時国会で菅前首相が「2050年カーボンニュートラル宣言」をおこなって以来、メディアなどで「カーボンニュートラル」という言葉を見聞きする機会が増えています。

環境省ではWEBサイト「脱炭素ポータル」を公開しており、カーボンニュートラルについて以下のように説明しています。

> 「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」（人為的なもの）から、植林、森林管理などによる「吸収量」（人為的なもの）を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

排出量を減らすことだけを考えるとなれば窮屈ではありますが、ライフスタイルを少し変え、排出量を適切な量にする、それによって企業の経済活動のあり方も変わると考え、前向きに捉えることがカーボンニュートラルに取り組む第一歩です。

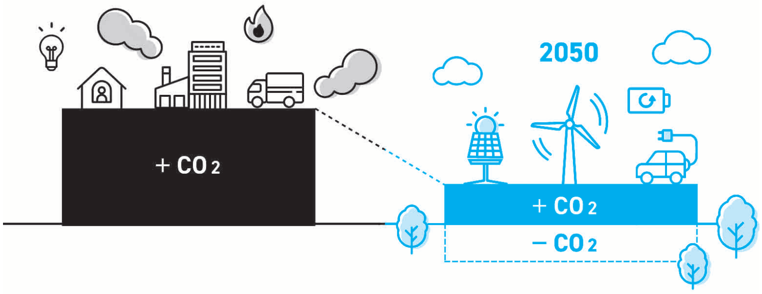

環境省：脱炭素ポータルより
https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/

2）グローバル企業や大企業を中心にカーボンニュートラルに取り組む企業が増えています

カーボンニュートラルに取り組む背景には、2015年12月に採択された「パリ協定」が大きく影響しています。「パリ協定」はCOP21（国連気候変動枠組条約締約国会議）で採択された2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みです。温室効果ガス排出削減の長期目標として、気温上昇を2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすること、すなわち「カーボンニュートラル」が盛り込まれました。

我が国では、2021年に「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律（2021年6月2日）」が改正されました。これにより「2050年カーボンニュートラル」は法律で位置付けられましたので、今後、カーボンニュートラルに資する様々な政策が展開してゆくことが予想されます。

また、カーボンニュートラルに向かう動きは、日本国内のみならず世界中で起こっています。年限付のカーボンニュートラルを表明した国は2021年11月時点で150カ国以上にのぼっています。また、温室効果ガスの排出削減目標を5年毎に提出・更新する義務も定められており、中期目標として2030年にはEU（欧州連合）では1990年比で少なくとも55％減、米国は2005年比で50～52％減を表明しています。

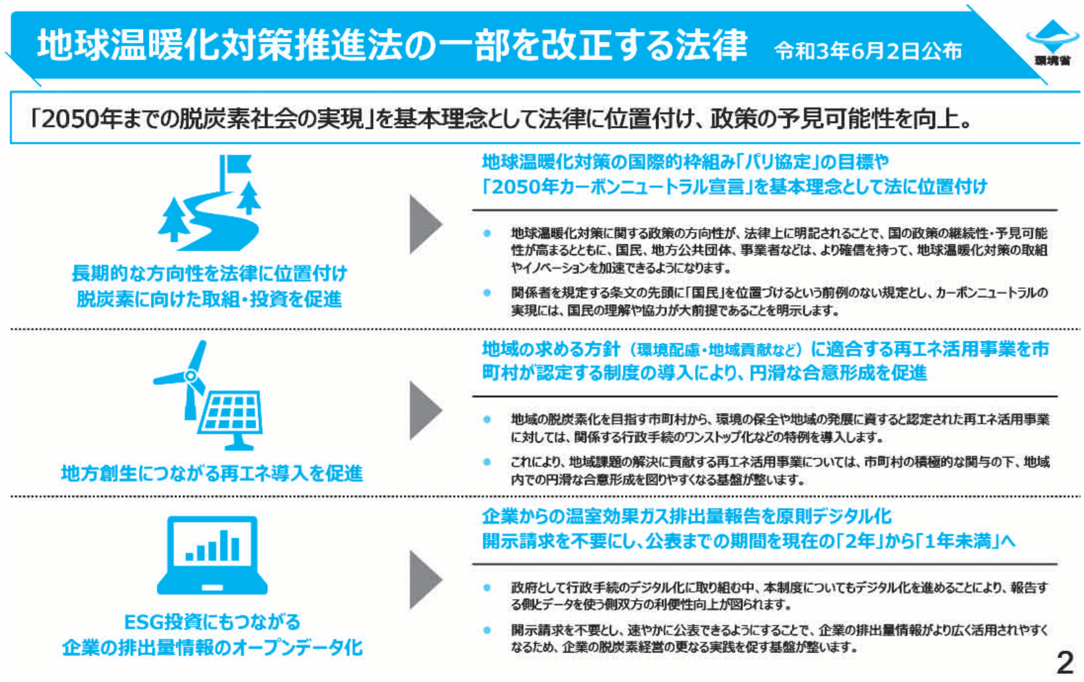

環境省 WEB ページ　https://www.env.go.jp/council/06earth/20220228_02shiryou3.pdf

3）企業のカーボンニュートラルを牽引する ESG 投資

　ESG 投資とは、従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のことです。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークとして、国連持続可能な開発目標（SDGs）と合わせて注目されています。

　そして、本年4月には東京証券取引所の市場再編に伴い、プライム市場上場企業 *3に TCFD*4（気候関連財務情報開示タスクフォース）またはそれと同等の枠組みに基づく情報開示が求められるようになりました。環境影響を管理するための情報開示システムを運営するCDP*5（カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）は、日本における調査対象をプライム市場上場の全1,841社に拡大すると表明しています。これにより CDP の情報開示のための質問書回答の対象は、現在の500社から３倍以上に増えることになりました。

　一方、経済産業省では企業が TCFD 提言に沿った開示をより充実させることを目的に、「TCFD ガイダンス2.0」を公表しております。その中に、中堅・中小企業における TCFD 対応の進め方として、下記の掲載がされています。

> 中堅・中小企業は、顧客である大企業のサプライチェーン全体での GHG（CO2を含む温暖化効果ガスの総称）排出量削減に対する取組の一環として GHG 排出量の開示を求められる場合がある。そのため、自社の GHG 排出量削減の取組を開示することで、サプライチェーンでの GHG 排出量削減を求める大企業に対するアピールとなり、ビジネスチャンスの拡大にも繋がるものと考えられる。

　ESG に関する情報開示の充実が図られる流れの中で、中小企業はさらに自社の GHG 排出量の開示が求められることが予想されます。

　それでは、自社の GHG 排出量を開示するためには何をしたら良いのでしょうか。次号は具体的な情報開示のあり方についてお伝えします。

---

*1　LCA…製品やサービスに必要な原料から、製品が使用され、廃棄されるまでのすべての工程での環境負荷を定量的に表すという考え方
*2　カーボンフットプリント…商品の環境負荷を定量的に算定し、分かりやすく表示する仕組み
*3　プライム市場…東京証券取引所が行う市場区分のうち、最上位の市場
*4　TCFD…各企業の気候変動への取り組みを具体的に開示することを推奨する組織
*5　CDP…組織名称　投資家、企業、国家、地域、都市が自らの環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営している NGO

執筆者情報・プロフィール

戸川 孝則　一般社団法人サステナブル経営推進機構（SuMPO）
カーボンニュートラル事業部部長　主任研究員

　横浜市内の協同組合事務局を20年経験したのち、サステナブル経営の重要性を考え現職へ転籍。「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」の三つの移行によって、外部環境が加速度的に変化していく中、持続可能な経済社会への「リデザイン（再設計）」を目指し、カーボンニュートラル社会の実現に向けて企業支援を SuMPO の業（わざ）をもって進めて行きます。

組合あんてな

つながる町工場
～「タカツクラフト」共同受注プラットフォームの構築～

協同組合高津工友会青年部会

青年部立ち上げの経緯

協同組合高津工友会は川崎市高津区周辺の中小企業者により、平成５年４月に協同組合として法人化されました。現在､異業種約300社が加入し､任意組織からの活動も含めると今年で創立76年を迎える歴史ある組合です。

組合では平成20年に発生したリーマンショックの影響で組合員の倒産･廃業による脱退が相次いだことを受け､組織の活性化を図り組合員の減少に歯止めをかけることを目的に､平成22年に組合内の若手経営者・後継者等をメンバーとした青年部会が立ち上げました。青年部では川崎市をはじめとする各関係機関等との連携を図り､「脱･下請」を合言葉に組合独自の商談会開催や外部展示会の共同出展など様々な事業を企画実施してきました。

タカツクラフト×デジタル活用の取り組み

青年部会議や展示会出展などの経験を経て次第にメンバーでの連携による試作品や製品開発等の共同受注の機運が高まったことから、高津のものづくりのブランド化を目指し、青年部から派生したユニットとして「タカツクラフト」(参加企業25社)が平成29年より満を持してスタートしました。

そんな矢先に発生した新型コロナの影響により会議そのものができない日々がしばらく続いたことから、青年部メンバーや事務局が中心となりコロナ禍でも会議開催できるよう、オンライン会議ツール「Zoom」を活用し会議の再開に踏み切りました。

現在では最新の Web 会議用機材も導入し、会場参加とオンライン参加によるハイブリット形式にて運用しています。会議は主にそれぞれが仕事を終えた夜からの開催のため、これまで会場参加できなかった人でもオンラインでの参加が可能となったことで新たな参加者の開拓にも繋がり、経営に必要な様々な情報が集まる場として更なる効果も出ています。

恒例の参加者によるプレゼン・PRタイム会場・オンラインでそれぞれプレゼンを実施

組合で導入したWeb会議用360°AIカメラ(マイク･スピーカー搭載)これ１台で会場内の発言者を自動フォーカス・集音する優れもの！

また､「タカツクラフト」による新たな受注機会の確保を図るため､川崎市の事業(川崎市中小企業間連携新規事業化モデル創出事業)を活用して､共同受注プラットフォームの構築による情報発信のデジタル化にも着手し､令和４年３月より共同受注に向けたサイト運用も始めることが出来ました。

サイトを通じての試作開発案件や部品製造案件の受注獲得に向けた取り組みも徐々に始まり、川崎市内で人気のお漬物屋さんとの共同開発品「キムチポット」のプロジェクトや水族館からの試作開発案件なども現在進行しています。

下記ＵＲＬ又はＱＲコードからアクセスできますので、是非一度サイトに訪問してみてください。「こんなことがデキルといいな」が見つかるかも知れません！！

〈共同受注プラットフォーム〉

『タカツクラフト』
かわさき町工場ユニット共同受注

https://www.takatsucraft.com/

「箱根温泉」の魅力を守り育てる！

「箱根温泉」ロゴマーク･デザインコンテストを開催

箱根温泉旅館ホテル協同組合

　箱根温泉旅館ホテル協同組合は箱根町の旅館・ホテル業を営む事業者を中心に構成されている組合です。組合では宿探し箱ぴた（WEB サイト）の運営や・サンクスクーポン（宿泊代のクーポン）の販売を行っています。当組合では「箱根温泉」の魅力を守り育てていくため、Web サイトをはじめパンフレット・ポスター・イベントなどで使用するロゴマークを公募しました。今回最優秀作品受賞者のための授与式にお伺いし、組合事務局川口氏・松岡氏にお話をお聞きしました。

箱根の名所である箱根神社・富士山・温泉をシンプルに分かりやすく表現している。また形を八角形とし、末広がりの縁起のよさをイメージしている。

【最優秀作品を受賞したロゴマーク】

コンテスト授与式の開催

　「箱根温泉」ロゴマーク・デザインコンテストは、箱根温泉の魅力を守り育てていくためのシンボルとなるロゴマークを募集するために開催したコンテストです。310作品にも及ぶ応募数の中から審査委員会を経て入選作品が決定し、令和４年７月22日（金）箱根町役場分庁舎にて最優秀作品受賞者への授与式が行われました。当日は、鈴木理事長がお礼の言葉を述べるとともに、勝俣箱根町長から賞品の授与が行われました。また、最優秀作品を受賞した瀧澤裕美氏からは受賞の喜びの声とロゴマークに込めた想いを聞くことができました。

事務局インタビュー
箱根温泉ブランドを構築し、旅館から箱根を盛り上げる！

　箱根温泉の魅力を守り育てるために地域団体商標制度を活用して「箱根温泉」の名称を商標登録できないかと考えていました。商標登録を行うためには組合・組合員が普段から「箱根温泉」の名称を使用する必要があります。そこで組合では「箱根温泉」の名称を使いやすくするためにロゴマークを作成することにしました。

　箱根は、強羅や湯本など地域の名称にブランド力があるため「箱根温泉」の名称はあまり使われてきませんでした。しかし各地域が一丸となり「箱根温泉」の名称を使用することで箱根温泉をより盛り上げられるのではないかと考えました。また「箱根温泉」の名称を箱根温泉とは関係ない団体が使用していることがあり、箱根温泉のブランド力を守るためにも商標登録は必要であると考えます。今後は「箱根温泉」のロゴマークを活用し、旅館から箱根温泉を盛り上げられるよう取り組んでいきます。

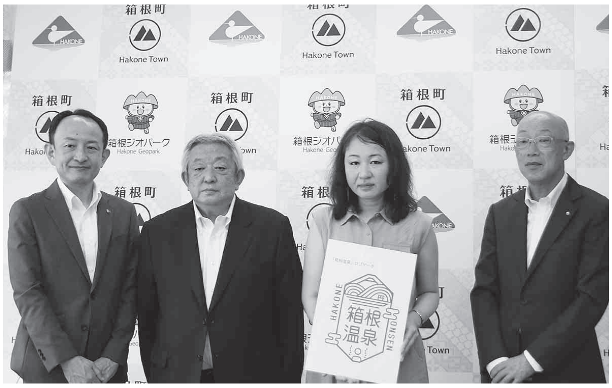

【授賞式の様子】
右から勝俣箱根町長・受賞者 瀧澤裕美氏・
鈴木理事長・伊藤副町長

【記事内に関するお問い合せ先】

箱根温泉旅館ホテル協同組合
（足柄下郡箱根町湯本211-1　箱根グランドマンション１Ｆ）
TEL：0460-85-5571
URL：https://www.hakone-ryokan.or.jp/　（宿探し箱ぴた）

　コンテストの結果は、箱ぴた内で公開されています。また、サイト内では箱根の観光･宿泊情報を発信する他、箱ぴた加盟店の宿泊モニターを募集することがあります。

←コンテストの結果はこちら（箱ぴた内）

組合訪問　新潟県

本会では、毎年職員が他の都道府県中央会を訪問し、ユニークな取組みや先進的な取組みを行っている組合及び企業の視察を行っています。今回は、新潟県で視察した事例を紹介します。

文責 神奈川県中央会

協同組合人田畑

○組合について

当組合は、「世界一おいしいごはんが食べられるNIIGATAをつくる」という想いを胸に集った、新潟市に田畑を構え無農薬・無肥料で栽培を行う農家により設立された組合です。もともと任意団体として商品のブランド化の勉強、マルシェへの出店を行っていましたが事業拡大に伴い中央会からアドバイスを受け、事業協同組合を設立しました。当組合では、①自然を大切にし、食べる人にも地球にも負担のない農業、②日々田畑と向き合い、健康で丈夫に育った栄養たっぷりの農産物をつくる、③田畑での体験、実習を通して、田畑が人の輝くハレ舞台にする、という考えを組合員で共有し、共同販売、共同宣伝事業を実施しています。

当組合は、単に食材を食べるのではなく農作物ができるまでの過程・ストーリー・想いを消費者と共有することを大切にしています。また自分の好きな農家・農作物を買うことが「おいしい」につながると考えています。そのため、当組合は農家自らが生産をするだけではなく、その想いを伝えながら農産物をお客様に届けています。

○活動の注目点

組合の「想い」を消費者と共有するため、昨年からCSA（コミュニティ支援型農業）「トモニタガヤス」事業を開始しました。当事業は、農家（組合員）が農作物を消費者へ直接販売をし、消費者と交流を図る事業です。交流を通じて農家（組合員）が消費者に「想い」を発信し「想い」を共有することで、組合のファンを獲得しています。当組合では組合・組合員のファンが増えることが、持続的な農場経営、環境保全等につながると考えています。

その他にも組合では、組合員間で年に数回農作物の「品評会」を実施しています。品評会では「特徴・品種・味・想い」を共有します。他の組合員の状況を知ることが、よりおいしい農作物をつくるモチベーションとなり、農作物の品質向上につながっています。

今後は加工品等にも力を入れ生産していき、「世界一おいしいごはんが食べられるNIIGATAをつくる」に寄与していきたいと考えています。

【組合の詳細】

協同組合人田畑

https://oishii-niigata.com/about

組合 HPから商品の購入が可能です。

にいがた食と農の加工連携事業協同組合

○組合について

当組合は、2018年に新潟県の生産者、加工業者、販売業者によって設立された組合であり、現在18社で研究開発事業、共同販売事業に取り組んでいます。

○設立背景

当組合の理事長である株式会社新生バイオ代表田村氏はセラミックを用いてレストラン・工場・プール等で活用するろ過活水装置の開発等を行っていました。

当事業は成熟し、伸び悩んでいたこともあり、田村氏は新たな事業展開を検討していました。そのような中、佐渡の干しシイタケの製造現場に行く機会がありました。そこでシイタケを乾燥する際に表面硬化等の問題が発生していることを発見し、弊社のセラミックを活用した乾燥技術を用いれば表面硬化の課題が解決できるのではと考えました。それが契機となり株式会社新生バイオでは食品の1次加工を手掛けるようになりました。

一次加工等の受託を営むなか、食品産業の中で加工食品の需要が高まっていることもあり、頻繁に農家（生産者）からの加工等に関する相談を受けるようになりました。その中で、生産者が県内で加工の相談先を探すのが困難である、加工のための機器を購入しても使いこなせず行き詰まる、製品が出来ても販路の確保ができないなど様々な課題があることを知りました。また、加工食品の商品開発は基本的に販売者の意向に合わせるため、加工業者・生産者の意向を反映しにくいなどの問題もありました。

こうした課題の解決のため、田村氏は県内の生産者・加工のプロ・販売のプロを集め、それぞれが協力して生産・加工・販売を行い、全員が納得しかつ売れる商品作りをしたいと考えました。そこで、新潟県中央会の事業等を活用し1年間の研究会を経て組合を設立しました。

○活動の注目点

現在当組合は月に１回定例会を開き、新商品開発のための研究会を行い、生産者・加工業者・販売者が対等な関係で議論を行っています。議論によりそれぞれのノウハウが活かされるため、より良い商品が開発されています。また、当組合で開発した商品には、当合のロゴマークのシールを貼り付けて販売しており組合のブランド化にも力を入れています。

組合開発商品　鯛めしのもと

【組合の詳細】

にいがた食と農の加工連携事業協同組合

https://niigata-syokutonou.com/

組合 HPに組合で開発した商品の例や、組合員の紹介が掲載されています。

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合Q&A 第59回

横浜北仲通り法律事務所
弁護士
池田賢史 先生

Q. **組合員企業が破産をして、破産管財人・税務署から連絡がきました。組合はどのように対応すればよいでしょうか。**

A.

1　組合員企業が破産した場合には、破産手続開始決定日をもって組合員企業は解散となり、組合員企業は法定脱退となります（組合法19条1項2号）。

法定脱退日までに発生していた組合に対する債務（賦課金や手数料など）が残っていれば、組合はこの債務と、組合員企業に対する持分払戻債務を相殺することができます。

また、破産手続開始決定後は、裁判所から選任された破産管財人から組合に対して、破産した組合員企業の持分の有無や持分払戻の請求のために連絡が入ると思いますが、すぐに支払う必要はありません。

組合法22条により、組合は脱退した組合員企業が債務を完済するまでは、持分の払戻しを停止することができると規定されていますし、組合の事業年度末をもって持分を算定し、総会で承認を得た後に持分を払い戻せば足りるのです。事業年度を終えて決算をしてからでないと、個々の組合員の持分が決まらないからです。この点は自由脱退でも法定脱退でも異なりません。

なお、相殺は「当事者の一方から相手方に対する意思表示」によってすることとされているため（民法506条1項）、相殺の意思表示があったことを証明するために、内容証明文書を送付して相殺の意思表示を行ったことを明確にすることが一般的です。

ところが、既に破産管財人が就任しているケースでは、そこまで厳格な手続を要しない場合が多く、個別のケースによって処理が異なってきます。破産管財人の個性にも左右されます。

ですから、破産管財人に直接問い合わせていただくのが確実ですが、併せて，なるべく早い段階で弁護士などの専門家に問い合わせをしていただき、相殺の方法などについて確認していただくことをお勧めします。

2　破産手続開始決定後は、国税滞納を理由とする差押えはできません（破産法43条1項）。

したがって、破産管財人が就任した後に、組合に対して税務署から連絡がくることはほとんどありません。

では、破産手続開始決定前に、税務署から「組合員企業の持分を差し押さえる」という通知が来た場合はどうすればいいでしょうか。

破産手続開始決定が出ておらず、組合員企業が法定脱退の要件を満たしていない場合には、組合員企業の組合に対する持分払戻請求権はいまだ発生していません。

持分払戻請求権は、あくまでも、組合員企業が組合を脱退することになって初めて発生するものです。したがって、破産手続開始決定前に、税務署が持分払戻請求権を差し押さえることはできません。

仮に、税務署が持分を差し押さえるという通知をしてきたとしても、税務署は、組合員企業を組合から強制的に脱退させて持分払戻請求権を具体化することもできません。

組合員企業の破産手続開始決定前に、税務署から差押え通知が来たとしても、差押えができるのは、組合員企業の配当等だけで、持分払戻請求権を差し押さえることはできないのです。

また、この場合でも、上述のとおり組合に対する経費・手数料等の未払債務が残っている場合には、組合としては相殺の主張をすることで、税務署の差押えに優先して債権の回収を実現することが可能です。

税務署から差押え通知が来たとしても、それだけで組合員企業が法定脱退となるわけでもなければ、組合が税務署に持分を払戻さなければならないわけでもありません。税務署から通知が来たというと驚いてしまうと思いますが、慌てることなく、組合に対する債務がいくらあるか、破産手続開始決定が出ているか等を確認し、冷静に対応してください。

組合個別専門相談
●通常相談は無料、秘密厳守●

■ **次回日程**
令和4年
◎**法律、税務・経理、労務　9月7日（水）**
「zoom」によるオンライン相談もできます。
午後1時～4時　本会会議室にて
●**電話予約**をお願いします。　本会 組合支援部 **TEL:045-633-5132**

2022 6月 業界情報 情報連絡員の声

製 造 業

食料品

パン 売上高状況は組合員により増加・減少・不変があり平均すると不変あたりか。販売価格アップが成されているものの早期の夏到来で売上減少傾向がみられる。原材料、ガソリン、光熱費アップにより収益は圧迫されている傾向が強い。更なる小麦等の原材料アップが予測されており、全組合の景況感は悪化している。

酒造 令和４年度６月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比124.62％と上回った。内訳は吟醸酒128.17％、純米吟醸111.11％、純米酒129.41％、本醸造酒91.87％となった。特定名称酒以外の普通酒は対前年比126.74％と上回り、合計で対前年比131.95％と前年を上回る結果となった。

ひもの 箱根等観光地での人出は回復傾向との報道がされたが土産品干物の売上増には結びついていない。また、中元期を迎え「中元商戦に回復傾向が見られる」との報道が見られるが当業界はコロナ前の水準に至らないのが実態である。一方塩等原材料や包装資材等の価格が軒並み上昇しており経営を圧迫しつつある。中でも電気は料金値上げに加え電力供給量不足も言われており安定経営の点で今後が心配である。

木材・木製品

家具 ウッドショックに始まった原材料値上げが激しい。木材以外にも革、ウレタン、塗料、接着剤に至るまで値上げ。ロシアのウクライナ侵攻、上海都市封鎖が追い打ちとなっている。対抗策として企業は販売価格の値上げに踏み切らざるをえないが、多くの中小企業は、苦慮している。

印刷

製本 昨年と変わらず需要は低迷している。各種イベントが再開し始めているが月末に向けて新型コロナの感染者数が増加しているので影響が懸念される。材料費が値上げを繰り返す中、価格に転嫁することが難しく、売上低迷に追い打ちをかけて経営を圧迫している。

化学・ゴム

石油製品 ある組合員に今月の景況を伺ったところ、「輸入原料の建値の上昇は落ち着く気配がなく、海上輸送費は２年前の２倍以上となり、為替の大幅な円安も加わり、販売価格への転嫁が追い付けない状況である。当面はこの状況で推移するものと思われる。」と話していた。

窯業・土石製品

砕石 前月同様に生コンクリート協同組合の生コンの出荷が更に落ち込んだため、骨材の出荷も落ち込んだ。

鉄鋼・金属

塗装 コロナ及びウクライナ情勢により外部環境は厳しい。しかし当社では「航空・宇宙・防衛」の分野を中心に活動しているが、現状は人工衛星向け特殊塗装が好調である。半導体不足により車輌生産減、不正による生産停止の影響あり。

工業団地（相模原市） 好調な半導体関連企業は６月より新たな工場を立ち上げた。６月は機械の搬入と人員の配置を行い、７月から本格稼働に入る予定である。自動車メーカーの生産調整により受注激減となった下請けは残業がなくなったためコロナ禍以降10数名の退職者が出ている。売上の回復がはっきり見通せないため工場の縮小を検討している。

工業団地（相模原市） 自動車産業については一部で好調傾向にあるが全体（自動車・トラック・バス）を見れば好調とは言えない。また、非正規を含めた人材の確保が一層困難になった。

工業団地（伊勢原市） 部材の価格高騰と調達困難に対する対応が相変わらず多い。取引先の生産状況が不透明でキャンセル案件が発生することがあり対応に苦慮している。

金属製品 急激な円安、燃料費の高騰で中小企業は悲鳴を上げている。元受けへの価格転嫁が難しく経営を圧迫している。価格転嫁ができる状況の後押しが必要不可欠である。

輸送機器

船舶製造・修理 ５月の一般鋼船の輸出船契約実績は、約117万総トンで３ヵ月連続で100万総トン以上となった。前年が高水準のため、前年同月比では約30％減となった。手持ち工事量は前月比51万総トン増の約2,100万総トンで増加の傾向が続いて居る。５月契約の内訳は20隻のうち15隻がバラ積船、コンテナ船が5隻。

その他の製造業

工業中心の複合業種（川崎市） ６月後半になり少しずつ動きは出ているようではあるが横ばい状態。材料の高騰と3月注文の材料もまだ入荷しない等、材料不足も厳しい状況。また、人材不足も出はじめ、好転の兆しは全く見えない。

工業中心の複合業種（厚木市） 半導体関連の動きが活発化されているが納品に時間がかかっている。コロナ禍の生活環境の変化により、受注変化への対応が求められる。原油、原材料の高騰が顕著であり、価格転嫁の遅れにより収益は悪化している。

景況天気図（前年比）

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
全体	-13.5%	-4.3%	29.7%	-13.5%	-39.2%	-27.0%	-14.3%	-16.2%	-23.0%
製造業	-19.0%	-4.8%	33.3%	-9.5%	-57.1%	-28.6%	-14.3%	-4.8%	-28.6%
非製造業	-11.3%	-4.0%	28.3%	-15.1%	-32.1%	-26.4%	―	-20.8%	-20.8%

【天気図の見方】 各景況項目について「増加」（または「好転」）業種割合から「減少」（または「悪化」）業種割合を引いた値（KJI）をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJI値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJIとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。

快晴	晴れ	くもり	雨	雪
30以上	10～30未満	10未満～-10	-10超～-30未満	-30以上

※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非　製　造　業

卸売業

菓子卸　売上は変わらず3割減が続いている。前月もそうだが、ガソリン価格の高騰による輸送費の上昇、人手不足、2月におきた米菓企業の工場火災の影響による売れ筋商品の欠品問題と厳しい経営環境が続いている。

再生資源　金属スクラップは直近急落なれどこの半年を見れば良好な収益とみなす。

卸団地　売上は前年同月比で増加となったが新型コロナ禍以前（2年前）と比較した場合、依然減少している状況。（一部企業では2年前比増収）一方、巣ごもり需要による特需で増収の企業もあるが、取扱商品・販売ターゲットによって業績格差が顕著に表れている。アフターコロナによる世界的な需要増とロシアのウクライナ軍事侵攻等による原油高、半導体不足、小麦不足等によって、海外調達遅延、仕入価格上昇、物流経費増加によって、受注失墜し売上減少しているものもあり、又、前述の変動費増加による収益悪化が表れている。現時点では仕入価格の上昇を販売価格に中小企業に転嫁することが厳しい状況。

リサイクル　段ボール古紙は中国経済の低迷が予想以上に続いており、ドル価格は上値が重い状況となっている。しかし円安の進行と仕入競争の過熱により円価格は上昇を続けている。ロックダウン解除による需要回復の期待感及び梅雨時期の発注減を見込んで積極的な調達を行ったため市場の上昇を招いたが現在は台湾メーカー及び東南アジアメーカーともに静観している。新聞古紙は上昇が止まらない。すくなくとも秋口までは日本産の新聞古紙の引き合いが弱まることはなく、この相場が継続する可能性が高い。雑誌古紙はこれまで市況が安定していたがここにきて韓国メーカーが不足している新聞古紙の代替として高値をつけており、ドル価格及び円価格ともに急騰している。

リサイクル　古紙市況は市中回収低下が数ヶ月継続しており、問屋への入荷、在庫が低水準となっている。アジア向け輸出の引き合いが活発な中、輸出量は前年同月比で減少しているが堅調展開は継続しそうである。鉄スクラップ市況は、夏季の電力供給問題が見込まれるため、原材料の減産期での更なる需要低下がマイナス材料となり、弱気ムードが懸念される。アルミ市況は、半導体や自動車産業の減産が改善されない中、工場発生スクラップ減少が8月の連休まで影響するのではないかと懸念されている。

料理材料卸　昨対売上は増加となっているが引き続き19年度比で80%~85%程度の売上が続く。食品の値上げが頻発している中、売上数はより以上減少していると考える。これからも食品の値上げが続くと考えるに19年度比で売り上げ85%~90%ぐらいはとりあえず確保しなければならない。

小売業

菓　子　節句が過ぎ、急に悪化。暑さがきびしい。

化粧品　メーカーの我々に対するセミナーがウェブではなく対面での方式となってきている。また店頭での売上は相変わらず前年を下回った厳しい状況である。

生　花　原材料の値上がりで苦労している。

電化製品　各メーカーとも商品入高の状況が厳しい中猛暑の影響もありエアコンは好調。商品提供がスムーズになることを願うばかりである。夏物商品・白物家電はおしなべて好調である。

書　店　インターネット通販の拡大や電子書式（紙・インク代・配送費などの値上げにより出版社は紙の出版物から電子傾向）の普及で、リアル書店においてはコロナ禍以前には戻らない。また政府が進めているキャッシュレスは3～4%の手数料が掛かるため粗利が少ない当業界の経営を悪化させている。

青果（小田原）　ロシアのウクライナ進撃が治まる気配がないなか輸入柑橘類・輸入果実の品薄高値が進んでいる。それは作柄の影響ではなく海上輸送品の上昇や、円安のためでしばらくは続きそうである。国内産の玉ねぎの高値は相変わらずで北海道産の出荷が待ち遠しい。

青果（横須賀）　6月上旬は梅雨入りで天候は不安定であったが梅雨明けが早く下旬には猛暑となり各地で高温を記録しまさに異常気象であり野菜・果実共に相場は安定せず、荷揃え販売には苦戦した。輸入品は依然として入荷は少なく高値が続いている。総体的には例年に比べ特に根菜類、玉ねぎ、じゃがいも等は高値であったため、販売量前年比94%・販売高前年比104%であり、業務用納品関係ギフトも伸びず、収益状況は悪化し、小売店の経営はますます厳しさを増している。

鮮　魚　値上がり分がなかなか価格に転嫁できない。特に納入業務では受け入れてもらえない。相変わらず入荷量が少ない。

燃　料　6月は5月下旬から原油コストが大幅に上昇し、石油販売仕切価格も6月1ヶ月間でℓ当たり12円強上昇しており激変緩和措置が対象とならなければ末端SSの仕切価格はℓ当たり200円になる試算である。今後欧米の金融引き締めによる景気動向や物価等の大幅な上昇が大きな影響を受けるものと考えられ、指標原料の動向を注視する必要があるものと考える。したがって石油販売業界はしっかりとした採算販売をしなければ厳しい経営を強いられることになる。

共同店舗　コロナにより景況悪化改善は見られず。

タイヤ販売　原油価格の高騰によりタイヤの値上げが4月から行われた。そのため需要が値上げ前に集中したため5月より売上は対前年より落ち込んでいる。またウクライナの戦争の影響で原油価格がさらに高騰し、再度の値上げをメーカーが検討しているようである。早ければ9月より値上げになるかもしれない。

商店街

商店街（川崎市）　ウクライナ問題や円安などで徐々に商品の値上げが増えてきている。消費者・販売者にとっても厳しい夏になりそうである。商店街発行のプレミアム商品券が順調に販売されてよかった。

商店街（横浜市）　材料の値上がりを価格に転嫁できていない。飲食業中心に売上は上昇している。

商店街（横須賀市）　6月期は新型コロナウイルス禍から回復の兆しが少し感じられたが後半は6日連続の猛暑により日中の来街者は微減した。また、長引く原材料高による物価の値上がりにより消費者の節約志向もこれからの懸念材料である。

商店街（藤沢市）　商圏内のショッピングセンターリニューアルオープンがあり生鮮加工食品部門ではマイナスの影響が出ている。衣料・化粧品・バイク・美容室などの業種は外出自粛制限が解け、徐々にではあるが回復基調にある。高齢層が多い商店街のため猛暑が続くこの夏の客足の鈍りが心配である。

サービス業

温泉旅館・ホテル　コロナ前までには回復していないが、団体客とインバウンドの予約も入るようになってきた。かながわ旅割の効果は個人客において5月より大きかったが予約の直近化が顕著にみられた。

医療業　【薬剤】未だ医薬品の安定供給はできておらず、仕入に苦労している。薬剤価格交渉では、足元を見られ値上げ攻勢に迫られている。
【給食】本格的な食材の値上げは7月、10月からであり先行き不安である。電気料金は新電力との契約が打ち切られ130%増と通知されたが、それ以上になりそうである。
【コロナ関連】月末より陽性者数（陽性率）がじわじわ増加しているがベットの確保はできている。4回目の接種が打ち出されているが（対象、65歳以上、基礎疾患者）予約の出足は悪い。

建　物　人材の確保が深刻、現場の高齢化が進んでいる。

ファイナンシャルプランナー　7月にかけて新規事業実施準備作業が忙しい時期になっている。今期の実績に影響するので組合員が企画立案に注力している。

情報サービス業　今年の昇給は物価上昇分をベースアップでどの程度反映できるかが悩みどころである。ほぼ順調であるが、下期が不透明である。前年同月と比較すると5G関連業務が増加傾向に転じ、それに伴い収益状況も好転している。ロシアのウクライナ侵略、為替相場の円高、物価高騰で日本経済が低迷し、中小IT企業への影響が懸念される。

建築設計　建設業界では建設資材価格の高騰が相変わらず続いている。資材の現場納入がぎりぎりとなり工期に支障が出ている現場が見受けられる。ウクライナ戦争が長期化すれば、ますます不透明となり、先を見通すことが困難となる。その他、小規模な改修計画は随時公表されている。

柔道整復師　令和4年3月施術分の総費用額で対前年同月比90.4%になることが分かった。店舗を借りて従業員を使われている方は、かなり厳しい状況が続いており、新たに健康食品販売やインソールオーソティクスの作成、その他保険外収入に力をいれてきたと推察される。

建設業

管工事　民間の景況動向は上向いて、多少の好況感はある。しかし、先の見えない業界で必要とする原材料価格の高騰による製品の上昇は売上の悪化をもたらしている。公共工事も絡め何とか乗り切りたい。

電気工事　資機材の納期が遅れているため工事が長期化している。材料価格が高騰している。仕事量の減少。人材不足。

空調設備工事　今だに県内の工事量は動きがなく少ない。改修工事や小規模工事などはあるが大型物件工事は少なく安価で受注していて利益などが少ない。材料費などの値上げで厳しい。今は先が見えない時になっている。

畳工事　畳材料も高値で推移している。これからの暑さも仕事の減の要因である。

建　具　仕入及び物流コストの影響により販売価格を上昇せざるを得ない。

運輸業

道路貨物　鉄鋼などを主とする基礎産業資材及び機械製品など重量物の物流量が減っており重セミトレーラーなど大型車両の需要が減っている。車両を削減する事業者も多くなり、今後物量が戻った際に需要に車両が追いつかない状況となることが懸念される。働き方改革に合わせて労働時間の見直しを行っているが大型トレーラー等については輸送に際して制限（夜間通行時間の指定、NR装置による速度制限等）が多く、特殊車両通行許可等の制限の見直しが行われない中で労働時間を遵守するのは難しい状況が続いている。宅配貨物等の小口貨物は好調であるが貸切便の需要は全体的に2割ほど減ったままであり未だに回復の兆しが見られない。燃料やアドブルーの高騰も続いており、厳しい経営となっている。

道路貨物　先月同様燃料価格の高止まりにより収益が圧迫されている。

タクシー　新型コロナウイルス感染者数減少に伴い、人流が増え、利用者が増加し売上高が増加した。燃料費が高騰したが、実車率が上がった分収益状況に影響はない。

その他の非製造業

歯科技工　売上は増加したが歯科材料の値上げが響き収益状況は前年同月と変わらない。「経済財政運営と改革の基本方針」の原案が示された。歯科については「国民皆歯科検診の具体的な検討」や「口腔健康管理の充実」「市場価格に左右されない歯科用材料の導入の推進」などが明記された。

不動産　物価上昇を見据えているため購入意欲の低下が顕著。地域的には割と売れ行きが好調だった今年始めに比べてここ数ヶ月売れ行きが一気に低下したため好調だった時期に仕入れた在庫が捌けず苦戦している業者が目立つ。

かながわPay 加盟店募集のお知らせ

コロナ禍や原油高及び物価高騰などの影響により売り上げが減少している県内産業を支援するため、消費者が県内の小売店・サービス事業者・飲食店等において、本事業専用アプリ「かながわ Pay」を通じて QR コード決済サービスで代金を支払った際、決済額の最大20%の金額に相当するポイントを消費者に還元するキャンペーン（かながわ Pay 第2弾）を実施しています。HP から参加申請が可能です。

「かながわ Pay」概要	
加盟店の参加要件	・神奈川県に所在する店舗であること。 ・神奈川県の感染防止対策取組書に登録し掲示すること。 ※未登録の場合は、以下よりご登録ください。 https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0101/#btob ・QR コード決済サービス（auPAY・d 払い・はま PAY・RPay）を導入済み、またはあらたに導入すること ※すでに QR コード決済導入済みの店舗も、あらたに本キャンペーンへお申し込みいただき、各 QR コード決済事業者の審査を受ける必要があります。 **【LINE Pay について】** LINE Pay の新規加盟店募集は終了いたしました。 「総額70億円還元キャンペーン〈第1弾〉」にて LINE Pay が利用可能になっている加盟店様のみ、本キャンペーンでも継続してご利用いただけます。
実施期間	ポイント付与期間：**令和4年7月19日**（火）午前10時から**令和4年11月30日**（水）まで ポイント利用期間：**令和4年7月26日**（火）から**令和5年1月31日**（火）まで ※期間内であっても、ポイント還元総額が上限に達した時点でポイント付与は終了します。 ※新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、予告なく変更となる場合があります。

本事業の問合せ先

かながわ Pay キャンペーンコールセンター　050-2018-1109／0570-783-661
かながわ Pay　HP　https://kanagawapay.pref.kanagawa.jp/

商店街等名産PR事業費補助金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等に対して、商店街の魅力ある商品等を再発見し、実際に地域の方に体験いただくことで、商店街の名産品として発信する PR 事業を支援します。

「商店街等名産 PR 事業費補助金」概要	
補助対象者	商店街振興組合・商店街振興組合連合会・事業協同組合（商店街に限る）等
対象事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等が、商店街の魅力ある商品等を再発見し、商店街の名産品を発信する PR 事業 （例1：名産品を景品に取り入れた歳末福引き、抽選会など（共同懸賞）） （例2：来街者への名産品プレゼントキャンペーンなど（総付景品））
補助対象経費	景品類に係る経費・名産品開発費・広告宣伝費
補助上限額	30万円　※ただし、広告宣伝費の補助額の上限は、10万円となります（上限額に含まれます）。
補助要件	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること。 ・令和4年4月1日時点で、規約・会則等により代表者の定めがある組織で構成されており、かつ3か月以上の活動実績があること。 ・「感染防止対策取組書」、「マスク飲食実施店認証制度」及び「キャッシュレス・消費喚起事業（かながわ Pay）」を推進していること。 ・基本的な感染防止対策である MASK- マスク -｛M（適切なマスク着用）・A（アルコール等で消毒）･S（アクリル板等でしゃへい、接触はショートタイム）･K（距離と換気、冬は加湿）｝に努めること。 ・商店街の歩行者通行量、年間売上高及び地域住民の満足度等の事業実施効果が継続して見込まれること。 ・神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に該当しないこと。
申請期間	令和4年12月16日（金曜日）まで（消印有効） ※受付は先着順となります。 ※本事業の予算額まで交付決定した時点で、受付は終了となります。

本事業の問合せ先

産業労働局 中小企業部商業流通課　商業まちづくりグループ　☎ 045-210-5612
詳細は HP をご確認ください　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/r4meisanpr.html

※ 現在、「厚木シロコロ・ホルモン」は「厚木のホルモン」として登録されています。

今月の逸品

『かながわの名産100選』より

#59 厚木シロコロ・ホルモン※

知る人ぞ知る、全国Ｂ級ご当地グルメの祭典「Ｂ-1グランプリ」でゴールドグランプリを獲得した逸品。厚木を代表するグルメとして「あつぎ食ブランドＯＥＣフード」に認定されている。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。
「かながわの名産100選」は県 HP（http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/）でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
TEL：045-285-0739（直通）

編集後記

犬が家にきて2ヶ月が経ちました。リビングのクッションは犬のものになっています。態度はすっかりお犬様ですが、まだまだ子犬なので薬をおやつと勘違いして喜んで食べています。おバカでかわいいです。

情報調査部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

★イベントの
告知をしたい
★組合の事業を
紹介したい
★取材に来てほしい

お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
情報調査部　TEL:045-633-5134
もしくは組合担当者まで

神奈川県信用保証協会

LINE
友だち募集中

金融支援
創業支援
経営支援

〜夢と未来に向けて〜
かながわの中小企業を
応援します

メリット
1 セーフティネット保証等の別枠保証もございます
2 資金調達がスムーズになります
3 原則として第三者保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部	川崎支店	小田原支店	横須賀支店	藤沢支店	厚木支店	相模原支店
045(681)7178	044(222)7811	0465(23)0138	046(822)3821	0466(23)0792	046(221)0633	042(752)0575

https://www.cgc-kanagawa.or.jp/

経営者・役員・従業員とそのご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命

従業員のための退職金準備に
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社

経営者・従業員のための万一の保障
団体扱生命保険

団体扱*（月払）の場合、
一般扱（口座振替扱月払等）で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

オーナーズプラン
経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート

業務上の災害への備えに
業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社

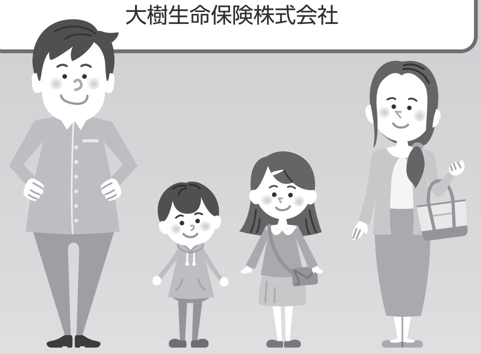

＊ 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおり－約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程（規約・規則）」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL：045-345-4201
横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL：045-474-4780
湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL：0466-23-3721
町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL：042-722-6368
https://www.taiju-life.co.jp/

大樹-KB-2019-1064（損保）A-2021-101（2021.4）
R-2021-1001（2021.4）

神奈川県中小企業団体中央会　会員の皆様へ耳より情報！

最大約58％割引

ビジネスJネクスト
業務災害補償保険

神奈川県中小企業団体中央会
ビジネスＪネクスト制度のご案内

－団体業務災害補償保険制度－

従業員や企業を巡るトラブル、貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！

社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われてます！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが増えています。（引受保険会社調べ）

判決容認額	年	年令	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-641-2158）までＦＡＸしてください。

貴社名		所属組合名	
ご住所			
ご担当者名			
TEL		FAX	
ご相談内容	1．見積りが欲しい　2．説明が聞きたい　3．加入したい		

＜ご連絡先＞

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社　神奈川支店横浜第二支社
住所：横浜市西区高島1丁目2－5（横濱ゲートタワー21階）
TEL　：045－274－8916
FAX　：045－641－2158

案内図

〒231-0015
横浜市中区尾上町5丁目80番地
神奈川中小企業センター9階
TEL（045）633-5131
FAX（045）633-5139

https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/

JR関内駅北口　徒歩5分
横浜市営地下鉄関内駅　徒歩3分
みなとみらい線馬車道駅　徒歩7分

発行／神奈川県中小企業団体中央会
商工神奈川8月号　通巻776号　令和4年8月15日発行（毎月15日発行）